

(2024年7月30日)

2024（令和6）年度 TOKYO CITY CANVAS 助成に関する質問・回答

1. 助成対象となる事業について

質問1 既に設置されている「仮囲いアート」でも申請できるか。

回答1 2024年10月1日以降に設置（掲示）されるものが対象となるため、既に設置されているものは対象となりません。

質問2 小規模事業でも対象事業となるか。

回答2 対象事業となります。事業の規模は問いません。

質問3 都立や国立の学校などの仮囲いに掲示する場合、対象となるか。

回答3 工事の施行者が東京都及び国の場合は、対象となりません。

質問4 複数箇所に掲出することは可能か。

回答4 複数箇所へのアート作品の掲出を1つのプログラムとして申請することは可能です。なお、同一申請者から複数の申請ができますが、採択されるのは1つの申請のみです。

2. 申請資格について

質問1 法人格を持たない団体だが、申請は可能か。

回答1 任意団体でも申請可能ですが、会則、規約などの提出が必要です。

質問2 任意団体で申請予定だが、財務諸表について何を提出すればよいか。出納記録でも代用可能か。また、所定の書式はあるか。

回答2 出納記録は代用不可です。昨年度（もしくは直近の活動がある年度）の申請団体の財務状況や業績状況などを開示するための書類を提出してください。また所定の書式はありません。

質問3 決算時期の都合上、申請時点で前年度の財務諸表の提出が難しい場合、直近の財務諸表の提出でよいか。

回答3 問題ありません。

質問 4 事業開始届を提出している任意団体で、申請を予定している。財務諸表は収支決算書ではなく、貸借対照表を提出することは可能か。

回答 4 可能です。直近のものを提出してください。

質問 5 指定管理者が中核となる実行委員会が申請団体になることは可能か。

回答 5 可能です。ただし、実行委員会として、公募ガイドライン「4. 申請者の資格（2）団体の要件」を満たしている必要があります。

3. 助成対象経費について

質問 1 仮囲いの壁や養生幕本体の設置費用は対象になるのか。

回答 1 対象になりません。アートプロジェクトに係る部分のみの経費が対象になります。

質問 2 製作・施工費は具体的に何が対象になるか。

回答 2 仮囲いフェンスに貼るシールなど、アート・デザインを掲出するための施工経費等です。

質問 3 アート・デザイン制作費は、どのようなものが対象か。

回答 3 アーティスト・クリエイター委託費やクリエーション企画費、プランニング立案などの経費が対象になります。

質問 4 アート・デザイン制作費が300万円を超ってしまう場合は、どうすればよいのか。

回答 4 アート・デザイン制作費として実費サポートできるのは、上限300万円までですが、300万円を超える金額については、助成対象経費として計上してください。

質問 5 機材・設備を購入する場合、購入費は対象経費となるか。

回答 5 対象経費なりません。

4. 関連要件について

- 質問 1 大規模な屋外アートを実施するうえで規制はあるか。
- 回答 1 屋外広告物条例に掲出できる広告物の大きさ等について規定があるため、申請時に必要な許可申請等の手続きを終了、あるいは事業実施予定までに終了する目途が立っていることなどが必要です。
- 質問 2 屋外広告物条例の申請がおりなかった場合はどうなるのか。
- 回答 2 助成金の交付はできません。
- 質問 3 掲出するアートのジャンルに指定はあるか。
- 回答 3 アートのジャンルに指定はありません。
- 質問 4 作品の設置場所は申請者側で選んでよいのか。
- 回答 4 設置場所は、申請者側で選んでいただいて構いません。
ただし、東京都内に限ります。
- 質問 5 法的申請を行わないと助成が通らないのか。
- 回答 5 法的許可申請が必要な場合は、掲出の前までに申請を行ってください。
法的許可申請が必要でないと申請団体が確認を得ている場合、必要ありません。(のちに法的許可が必要であると判明した場合は、助成金交付決定が取り消される場合があります。)

5. 審査について

- 質問 1 アーツカウンシル東京の他の助成も併せて申請を検討している。両方とも申請した場合、デメリットはあるか。
- 回答 1 デメリットはありません。ただし、同一申請団体の同一事業が複数の異なる助成プログラムに採択されることはありません。
- 質問 2 審査員はどのような方になるか。
- 回答 2 芸術文化に関する高い知見を有している方や、都市プランディング等に精通している方などにお願いする予定です。

6. 採択後について

質問1 助成金の支払いはいつになるか。

回答1 事業実績報告後の交付（精算払い）となります。

質問2 実績報告書の会計報告は資格を有する税理士・会計士が作成したものでなければいけないのか。

回答2 有資格の税理士、公認会計士が、実績報告書及び会計報告に関する書類に誤りがないか確認したうえで「会計報告書」を作成していただきます。

質問3 揭出後の維持費、修繕費、撤去費などは助成対象となるか。

回答3 対象になりません。助成対象は掲出をもって事業終了となります。